

不妊治療費の助成について

医療保険が適用されない特定不妊治療(体外受精・顕微授精・男性不妊治療)の費用の一部、また、一般不妊治療(人工授精)の費用の一部を助成しています。必要書類は町保健センターにてお渡しします。

	特定不妊治療	一般不妊治療
対象となる治療	体外受精・顕微授精・男性不妊治療 ※夫婦以外の第3者からの精子・卵子・胚の提供による治療や、代理母、借り腹は対象外	人工授精にかかる保険適用外の治療費(検査を含む)
対象者 右記の全てに該当する人	(1)治療開始時において、夫婦であり、夫または妻が申請日の1年以上前から町内に住所を有し、かつ治療期間においても引き続き在住している。 夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で重複して申請をしていない。 (2)岐阜県特定不妊治療費助成事業の助成承認決定を受けている。 (3)申請者およびその配偶者がいずれも町税を完納している。	(1)治療開始時において、夫婦(事実婚も含む)であり、夫または妻が申請日の1年以上前から、かつ治療期間においても町内に住所を有し、引き続き在住している。 夫婦の住所が異なる場合は、他の市町村で重複して申請をしていない。 (2)夫婦の前年の所得の合計が730万円未満である。※ (3)医療保険各法の被保険者または被扶養者である。 (4)申請者及びその配偶者がいずれも町税を完納している。
助成内容 助成期間等	いずれも保険適用外の治療費から県の補助分を差し引いた額について助成 体外受精・顕微授精：1回の治療につき10万円を限度 男性不妊治療：1回の治療につき5万円を限度	・1年度の対象となる治療の2分の1以内(上限5万円) (1年度とは3月から翌年2月) ・期間は助成を開始した月から継続する2年
申請期間	岐阜県特定不妊治療費助成事業の承認決定を受けてから1年以内	令和2年4月から令和3年3月まで (令和2年3月から令和3年2月までの診療分)
申請先	町保健センター	

※新型コロナウイルス感染拡大に伴う特例措置(令和2年度に限る)

新型コロナウイルス感染症の影響により、急激な所得低下が生じた人に対し、所得要件を緩和します。

- 前年の所得が730万円以上であっても、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の所得合計額が730万円未満となる見込みのある場合は、助成対象とします。
(詳細は、町保健センターにお問い合わせください)
- 令和2年度に新型コロナウイルス感染症防止の観点から治療を延期し、申請が6月以降となった場合について、前々年の所得が730万円未満であって、前年の所得が730万円以上となる場合は、前々年の所得をもって助成対象とします。

がん患者医療用ウィッグ購入費の助成について

がん患者の治療と就労、社会参加との両立を支援し、療養生活の向上を図るため、医療用ウィッグ(全頭用)の購入費用の一部を助成します。必要書類は町保健センターにてお渡ししますので、お越しください。

	内 容
対象者 右記の全てに該当すること	(1)岐阜県がん患者医療用ウィッグ購入費助成金事業交付決定を受けている人 (2)ウィッグを購入した日及び申請時に、町内に住所がある人 (3)町税を完納している人
助成内容	令和2年4月1日以降に購入した費用のうち、岐阜県の助成金を差し引いた額の2分の1の額(上限1万円)
注意事項	助成はお一人につき1回です。令和2年4月1日から令和3年3月31日に購入した分の申請書の提出期限は3月31日(水)です。
申請先	町保健センター